令和８年外務省令第１８号
「領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令」

令和８年６月２４日
外務省領事局政策課

１　改正の概要

「領事官の徴収する手数料の額を定める省令」（昭和２７年外務省令第４号）別表第一及び別表第二に定める手数料額について、令和８年７月１日以降に徴収する手数料額を定める等、所要の改正を行った。

２　改正の理由

（１）「領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令」（令和８年政令第２０４号）が、本年７月１日から施行される予定である。

（２）上記（１）に伴い、令和８年度出納官吏レートに基づき制定されていた「領事官の徴収する手数料の額を定める省令」の別表第一及び別表第二に定められている手数料額の一部変更等が必要となった。

（３）また、上記（１）に伴い、「領事官の徴収する手数料の額を定める省令」（昭和２７年外務省令第４号）の附則第三項で定めていたジンバブエ及びエルサルバドルにおける手数料の額（いずれもアメリカ合衆国における手数料の額と同額を徴収している。）について、省令の別表第一及び別表第二に記載するとともに、レバノンにおいても現地で広く一般に流通している通貨であるアメリカ合衆国ドルにて納付し、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とするものとし、省令別表第一及び別表第二の記載を改める。

（了）